

独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について（平成 13・03・27 貿第 2 号）

最終改正：平成 20 年 5 月 22 日 平成 20・05・15 貿第 37 号

独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令（平成 13 年経済産業省令第 104 号。以下「財務会計省令」という。）第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣が定める算定の方法を次のように定める。

（責任準備金）

第 1 条 財務会計省令第 5 条の規定により毎事業年度末において責任準備金として積み立てなければならない金額は、当該事業年度末以前に保険関係又は再保険関係（以下「保険関係等」という。）が成立し、かつ、保険責任又は再保険責任（以下「保険責任等」という。）を開始した同条に規定する保険契約等（以下「保険契約等」という。）に係る収入保険料に、それぞれ次の算式により得た係数を乗じて得た金額の合計額に相当する金額とする。

$$\frac{\text{保険責任等の期間の日数}}{\text{保険責任等の開始した日から起算した当該年度末までの経過日数}}$$

保険責任等の期間の日数

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が保険契約等について次に掲げる者を相手方とする再保険を行った場合においては、当該再保険を行った部分に相当する金額については責任準備金から除くこととする。

一 政府

二 貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）第 14 条に規定する国際機関、外国政府等又は
外国法人

（支払備金）

第 2 条 財務会計省令第 6 条の規定により毎事業年度末において支払備金として積み立てなければならない金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 財務会計省令第 6 条第 1 号に掲げるものの支払のために必要な金額として、毎事業年度末における保険金若しくは再保険金（以下「保険金等」という。）又は被保険者が損失を防止若しくは軽減するために要した費用の請求金額の合計額に相当する金額

二 財務会計省令第 6 条第 2 号に掲げるものの支払のために必要な金額として、毎事業年度末における次に掲げる金額の合計額に相当する金額

イ 財務会計省令第 6 条第 2 号の保険金等のうち、政府間合意に基づく債務繰延協定

(以下「債務繰延協定」という。)の対象となったことを支払事由とするものにおいて、当該保険金等に係る保険金額又は再保険金額(以下「保険金額等」という。)の合計額

- ロ 財務会計省令第6条第2号の保険金等のうち、債務繰延協定の対象となったことを支払事由とするもの以外にあっては、当該保険金等に係る保険金額等の合計額に次の算式(ただし、次の算式において必要な日本貿易保険の事業年度が存在しない場合には、政府における貿易保険事業の会計年度(以下「会計年度」という。)における数値を適用することとする。第3条において同じ。)により得た係数を乗じて得た金額

直近3事業年度において支払った保険金等の額

直近3事業年度において支払った保険金等に係る保険金額等

- 三 財務会計省令第6条第3号に掲げるものの支払のために必要な金額として、毎事業年度末における債務繰延協定の対象となっている保険金額等の合計額に相当する金額
- 2 前条第2項の規定は、支払備金について準用するものとする。

(保険代位債権等)

第3条 財務会計省令第7条第1項の規定により保険代位債権等として計上することができる金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一 財務会計省令第7条第1項第1号に掲げる債権(以下「保険代位債権」という。)については、次に掲げる金額から被保険者に配分すべき金額を除いた金額

イ 非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権(以下「非常事故代位債権」という。)にあっては、債務繰延協定で定められた当該保険代位債権に係る元本の金額(対外債務を履行することが困難になった債務国に対し、その公的債務について債務繰延(以下「リスケジュール」という。)債務削減その他の債務救済措置を交渉するために設けられた主要先進国会議(以下「パリクラブ」という。)等において合意された債務削減による債務救済措置により削減を図ることとなった金額を除く。)

ロ 信用事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権(以下「信用事故代位債権」という。)にあっては、毎事業年度末における当該保険代位債権の金額

二 財務会計省令第7条第1項第2号に掲げる債権については、次に掲げる金額の合計額

イ 非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得することが見込まれる債権にあっては、財務会計省令第6条に規定する支払備金として積み立てなければならない金額のうち債務繰延協定の対象となったことを保険金等の支払事由とするも

のの額に相当する金額

- ロ 信用事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得することが見込まれる債権にあっては、財務会計省令第6条に規定する支払備金として積み立てなければならない金額のうち信用事故を保険金等の支払事由とするものの額に相当する金額に次の算式によって得た係数を乗じて得た金額

$$\frac{\text{当該事業年度の5事業年度以前からの3事業年度において支払った保険金等に係る当該事業年度末までの回収金の額}}{\text{当該事業年度の5事業年度以前からの3事業年度において支払った保険金等の額}}$$

三 財務会計省令第7条第1項第3号に掲げる債権については、次に掲げる金額 譲受価格

- 2 第1条第2項の規定は、保険代位債権等について準用するものとする。
- 3 保険代位債権等は、第1項第1号イに掲げる金額については、政府が債務繰延協定を締結した時（ただし、債務繰延協定を締結した後に当該債務繰延協定を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権にあっては、日本貿易保険が保険金等を支払うべき時）に、第1項第3号に掲げる金額については、譲受けの時に、その他のものについては、毎事業年度末に一括して計上するものとする。

（貸倒引当金）

第4条 財務会計省令第7条第2項の規定により貸倒引当金として計上しなければならない金額は、毎事業年度末における次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 非常事故代位債権については、財務会計省令第7条第1項の規定により計上した金額にイからホまでに掲げる国の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める引当率を乗じて得た金額の合計額に相当する金額
- イ 過去3年間以上、延滞することなく政府及び日本貿易保険に債務の返済がなされている国 国際金融市場等における評価を基準に定めた引当率
- ロ 過去3年間継続して政府及び日本貿易保険に債務を返済した実績がなく、かつ、延滞が生じていない国 国際金融市場等における評価を基準に定めた引当率
- ハ 政府及び日本貿易保険に対する債務の延滞が生じており、かつ、再度リスケジュールがパリクラブにおいて合意されているものの未だ債務繰延協定が締結されていない国 引当率 100分の80
- ニ 政府及び日本貿易保険に対する過去3年間以内に発生した債務の延滞のみがあり、かつ、再度のリスケジュールがパリクラブ等において合意されていない国 引当率 100分の90
- ホ 政府及び日本貿易保険に対する過去3年間より前に発生した債務の延滞があり、

- かつ、再度のリスケジュールがパリクラブ等において合意されていない国 引当率
1
- 二 信用事故代位債権のうち経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、財務会計省令第7条第1項の規定により計上した金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額した後の金額に引当率1を乗じて得た金額の合計額に相当する額
- 三 信用事故代位債権のうち前号に掲げる以外のものについては、債権の状況に応じて、次のイ又は口のいずれかの方法により計算した金額の合計額に相当する額（ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用するものとする。）
- イ 財務会計省令第7条第1項の規定により計上した金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額した後の金額に前条第1項第2号口の係数から求めた引当率を乗じて得た金額
- ロ 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、財務会計省令第7条第1項の規定により計上した金額から債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率（当該債権に係る債務を繰り延べる旨の合意がされた場合にあっては、当該合意後の約定利子率とする。）で割り引いた金額の総額を減額した後の金額

附 則

（実施期日）

第1条 この規程は、平成13年4月1日から実施する。

（出資があったものとされる財産の計上）

第2条 財務会計省令附則第3条第1項の規定により保険代位債権等として計上する金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号）第36条第4項第1号に規定する納付を受ける権利（以下「納付を受ける権利」という。）にあっては、日本貿易保険の成立の時（以下「成立時」という。）における当該納付を受ける権利に係る債務繰延協定で定められた元本の合計金額
- 二 信用事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した納付を受ける権利にあっては、成立時における当該納付を受ける権利の合計額に次の算式により得た係数を乗じて得た金額

成立時の前年度から起算して5会計年度以前からの3会計年度において支払った保険金等に係る成立時までの回収金の額

成立時の前年度から起算して5会計年度以前からの3会計年度において支払った保険金等の額

- 2 財務会計省令附則第3条第1項の規定により未収収益として計上する金額は、成立時における納付を受ける権利に係る次の各号に掲げる金額の合計額とする。
- 一 債務繰延協定に基づく債権の利息のうち、当該協定に基づく利払期（以下「利払期」という。）が到来していないものについて、成立時までの期間に対応する利払期に支払われるべき利息の金額
 - 二 債務繰延協定に基づく債権の利息のうち、利払が延滞している金額
 - 三 債務繰延協定に基づく債権のうち延滞しているものの元本から発生した延滞利息の金額
 - 四 債務繰延協定に基づく債権のうち延滞しているものの利息から発生した延滞利息の金額